一般貨物自動車運送事業運賃料金（貸切貨物運送）

［1］貸切運賃料金

Ⅰ　距離制運賃率表

（単位　円）

キロ程＼車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14t車をこえる1tを増す車種までごとに
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
10kmまで	5,760	8,210	9,590	11,020	13,140	13,900					
20　〃	9,650	12,040	12,910	14,290	15,840	16,990	18,580	20,640	22,460	24,480	2,020
30　〃	11,770	13,970	14,990	16,630	18,420	20,150	22,040	24,490	26,150	28,640	2,500
40　〃	13,700	15,940	17,060	18,950	20,990	23,030	25,600	27,900	29,820	32,810	2,990
50　〃	15,640	17,890	19,140	21,300	23,570	25,850	29,150	31,310	33,490	36,950	3,460
60　〃	17,570	19,820	21,240	23,640	26,160	28,670	32,280	34,700	37,180	40,880	3,710
70　〃	19,340	21,760	23,320	25,960	28,730	31,510	35,410	38,110	40,840	44,830	4,000
80　〃	21,080	23,700	25,400	28,300	31,320	34,320	38,520	41,570	44,500	48,740	4,250
90　〃	22,790	25,630	27,490	30,640	33,890	37,150	41,640	45,040	48,190	52,700	4,510
100　〃	24,740	27,600	29,570	32,960	36,480	40,060	44,870	48,520	51,850	56,620	4,760
110　〃	25,600	28,790	30,860	34,440	38,080	41,820	46,910	50,650	54,120	59,220	5,100
120　〃	26,890	30,000	32,120	35,870	39,640	43,580	48,840	52,750	56,360	61,760	5,400
130　〃	27,970	31,200	33,420	37,320	41,210	45,350	50,820	54,880	58,610	64,320	5,710
140　〃	29,040	32,390	34,700	38,770	42,780	47,120	52,790	56,990	60,850	66,890	6,040
150　〃	30,120	33,600	35,010	40,220	44,380	48,890	54,770	59,100	63,110	69,460	6,350
160　〃	31,200	34,800	37,300	41,680	45,960	50,650	56,750	61,200	65,380	72,020	6,650
170　〃	32,280	36,010	38,570	43,120	47,530	52,420	58,740	63,300	67,630	74,560	6,920
180　〃	33,350	37,190	39,860	44,600	49,130	54,180	60,700	65,440	69,890	77,090	7,200
190　〃	34,440	38,400	41,140	46,020	50,700	55,940	62,660	67,540	72,120	79,630	7,510
200　〃	35,500	39,600	42,430	47,500	52,270	57,710	64,660	69,650	74,390	82,180	7,790
200kmをこえ500kmまで20kmまでを増すごとに	1,920	2,110	2,280	2,540	2,830	3,080	3,490	3,770	4,270	4,860	590
500kmをこえ50km までを増すごとに	4,760	5,340	5,710	6,360	7,020	7,750	8,710	9,380	10,690	12,020	1,330

Ⅱ　時間制運賃率表

（単位　円）

種別＼車種別		1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14t車をこえる1tを増す車種までごとに
		まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 3トン車まで　80キロメートル 3トン車をこえるもの　100キロメートル	22,630	25,490	27,900	31,960	34,780	37,620	43,680	48,950	50,690	55,460	4,780
	4時間制	基礎走行キロ 3トン車まで　40キロメートル 3トン車をこえるもの　50キロメートル	12,960	14,990	16,180	18,600	20,210	21,820	25,490	28,300	30,420	33,260	2,840
加算額		基礎走行キロをこえる場合は、10キロメートルまでを増すごとに	420	440	490	500	530	600	670	740	760	790	40
		基礎作業時間をこえる場合は、1時間までを増すごとに （4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。）	2,300	2,600	2,890	3,130	3,470	3,800	4,310	4,780	4,930	5,400	470

Ⅲ　諸　料　金

1．積込料及び取卸料

	上限	下限
30分ごとに	2,200円	1,800円

2．特機時間料

	上限	下限
30分を超える場合において15分ごとに	930円	720円

3．地区割増料

（単位　円）

地域＼車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14t車をこえる1tを増す車種までごとに
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
東京都特別区・大阪市	870	960	980	1,040	1,140	1,240	1,330	1,450	1,530	1,680	150
札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・八王子市・川崎市・横浜市・相模原市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・姫路市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	570	570	570	680	680	780	870	870	980	1,090	110

Ⅳ　運賃割増率

1．品目割増

項　目	内　訳	割　増　率
易　損　品	1．レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2．瓦、みこし、仏壇、神仏像 3．ピアノ・その他楽器類及びその部品又は付属品 4．度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危　険　品	1．高圧ガス取締法に定める品目 2．消防法に定める品目 3．毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。 ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4．火薬類取締法に定める品目 5．放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特　殊　物　件	1．引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2　割
	2．屍　体	5　割
汚　わ　い　品	生ごなま、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4　割
貴重品・高価品	紙幣、証券類、貴金属、その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2．特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。

3．特殊車両割増

冷蔵車、コンクリートミキサー車	2　割
冷　凍　車	3　割

4．悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3　割

5．冬期割増

地　域	期　間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2　割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県		
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	自12月1日 至3月31日	
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

6．休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2　割

7．深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3　割

Ⅴ　消費税導入に伴う運賃料の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

Ⅵ　貸切運賃料金適用方

(1)　距離制運賃料金適用方

●適用地域

1．この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って貨物を運送する場合に適用します。

●特殊運賃との関係

2．この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

●運賃料金計算の基本

3．(1)　運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2)　車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

●運賃計算の方法

4．(1)　運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2)　割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれ率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

●端数の処理

5．運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1)　計算した金額が10,000円未満のときは、160円未満の端数は100円に切り上げます。
(2)　計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

●キロ程の計算

6．運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二道以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

●割増率及び割引率が重複する場合の計算

7．2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

●運賃計算の特例

8．(1)　積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することができない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。
この場合、容積貨物にあっては1立方メートルを280キログラムに換算します。
(2)　継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃をを算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわりなく、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

●個建契約運賃

9．長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文章をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1)①　単一品目であること
②　荷姿が一定であること
③　1個の重量又は容積が一定していること

(2)　$\frac{\text{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}}{\text{当該貨物の基準車両積載可能個数}} \times 0.7$

●品目別割増

10．貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

●特大品割増

11．貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

●特殊車両割増

12．特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

●悪路割増

13．運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃 × 0.3

●冬期割増

14．運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃 × 0.2

●休日割増

15．日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2

●深夜・早朝割増

16．深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。　深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.3

●長期契約割引

17．3ヵ月以上にわたる契約（文章をもって運送契約締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

●往復貨物の割引

18．1個の契約で、同一の車両により運行の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃についてそれぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引の適用される場合は適用しません
(1)　往路及び復路の貨物が同一の荷主のものである場合
(2)　往路の荷主が復路の荷物をあっせんし、その運賃料金の支払について連帯責任を負う場合

●積込料及び取卸料

19-1　荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
(1)　車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
(2)　作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
(3)　積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

●待機時間料

19-2　車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

●地区割増料

20．貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）、又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。
ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

●消費税導入に伴う運賃料金の加算方法

21．(1)　運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
(2)　前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

●計算の順序

22．運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
①　使用車両及び運送距離による運賃の計算
②　割増率及び割引率の適用の計算
③　上下それぞれ10%幅の適用計算
④　5による運賃の端数処理
⑤　諸料金（端数処理を含む）の計算
⑥　22による加算の計算
⑦　実費の計算

●実費負担

23．次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。
(1)　有料道路利用料
(2)　加　装　費　用
(3)　その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

24．荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、積入れ、ラベル貼り、はい作業その他の付帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

25．フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）
運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。
［使用車両の航送料（助手に係わる旅客運賃を含む）＋航送期間中の固定費
（1時間当り待機時間料相当額 × 航送所要時間）］× 2

●その他

26．この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない次項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2)　時間制運賃料金適用方

●運賃料金計算の基本

1．この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。

2．この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間又は4時間制の別）ごとに計算します。

●キロ程及び時間の計算

3．走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。

●従業員

4．運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

●距離制運賃料金適用方の準用

5．距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、19-1、22から26までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。